# 東京大学情報基盤センタースーパーコンピューター企業利用審査要項及び 課題実施管理要項(2025年1月改訂版)

東京大学情報基盤センター スーパーコンピューター利用資格者審査委員会 2025年1月27日

## 1. 審査要項

# (1) 企業利用の趣旨

本センターは、次世代のスーパーコンピューターにつながるユーザー育成も視野に入れつつ、大 規模高性能並列計算を必要とする企業に対して計算資源を提供する。企業利用(成果公開型,成果 非公開型)については、企業における単なる計算需要の負荷を肩代りするのではなく、以下の項目 に合致するテーマを支援する:

- 将来の科学技術発展に寄与する
- ② 大規模高性能並列計算分野の発展に寄与する
- ③ 大規模高性能並列計算によるイノベーションに寄与する

(2) 代表者・参加者(利用者・非利用者)及び利用申込に関する基準

企業利用制度(成果公開型,成果非公開型)における,代表者,本センタースパコンシステムを 利用する参加者(以下「利用者」),スパコンを利用しない参加者(以下「非利用者」)は以下の条 件を満たさなければならない:

- ① 代表者は、日本国内に法人格等を有する企業(本邦企業(日本国内に登記されている企業 (本社が所在する企業))または、外国企業の日本法人)に所属する居住者(付録参照)かつ 特定類型非該当者(付録参照)であること
- ② 本センタースパコンシステムを利用する参加者(利用者)は、「アプリケーション開発者あるいは利用者」に限定し、居住者かつ特定類型非該当者であること
- ③ スパコンシステムを利用しない参加者(非利用者)が企業利用制度に加わることは可能であるが、その場合も、居住者かつ特定類型非該当者である必要がある

また利用申込にあたっては、以下の条件を満たさなければならない:

- ① 日本国内で利用すること
- ② 東京大学情報基盤センタースーパーコンピューターシステム利用規程を遵守すること (<u>https://www.cc.u-tokyo.ac.jp/guide/files/riyoukitei.pdf</u>)
- ③ 申込書に記載された課題の目的にのみ利用すること
- ④ 人権および利益保護への配慮を行うこと
- ⑤ 文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」に適合すること (<u>https://www.mext.go.jp/a\_menu/lifescience/bioethics/mext\_02626.html</u>)
- ⑥ 経済産業省「安全保障貿易管理について」に適合すること
  (<u>https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei\_anpokanri.pdf</u>)

## (3) 審査基準

利用資格者審査委員会(審査委員会)は、別紙に定める申込書に基づき以下の項目について、<u>成</u> **果公開型,成果非公開型同じ基準で,提案テーマの審査を行い**,必要に応じて、ヒアリングを実施 する:

- ① 大規模並列計算を目指した利用であること
- ② 産業利用としての先端性を有すること
- ③ 東京大学情報基盤センタースーパーコンピューターシステム利用規程に反する内容でないこ と(<u>https://www.cc.u-tokyo.ac.jp/guide/files/riyoukitei.pdf</u>)
- ④ 各スパコンシステムの運用ポリシー(使用ノード数,実行時間等)の範囲内で実行可能な計算であること(<u>https://www.cc.u-tokyo.ac.jp/supercomputer/</u>)

# (4) 採択の決定

審査基準に従って審議された課題は、以下の基準に基づいて、採択が決定される:

- 採択可能な課題に対して優先順位を付け,採択課題を決定する。その際提供可能な計算資源 を勘案し、申込内容の調整を求めることがある。優先順位の決定にあたっては成果公開型, 成果非公開型による区別は行わない。
- ② 各スーパーコンピュータシステムにおいて企業利用に割り当てる計算機資源が10%を超えないものとする

#### (5) 各課題の申込資源量の上限について

各課題における申込計算資源量は、各システムにおいて下記に示す上限を超えないものとする。 申込状況によっては前項②(企業利用の割り当て量が各システムにおいて10%を超えない)に基づ き、配分資源量を調整する場合がある:

- ① Wisteria/BDEC-01 (Odyssey): 864,000 ノード時間 (100 ノード年)
- ② Wisteria/BDEC-01 (Aquarius): 103,680 GPU 時間(12GPU 年)(一般利用, GPU 専有, ノード 固定の合計値)
- ③ Miyabi-G: 103,680 ノード時間(12 ノード年)
- ④ Miyabi-C: 51,840 ノード時間 (6ノード年)

# 2. 課題実施管理要項

#### (1)成果報告書

成果公開型,成果非公開型に関わらず,各年度終了後に報告書を提出する必要がある。成果公開型の場合は,報告書公開の最大2年までの延長を申請することが可能である。企業利用(成果非公開型)の報告書は,企業利用(成果公開型)よりもやや詳細なものを提出いただく予定である。

## (2) 外部発表

企業利用(成果公開型,成果非公開型)によって得られた成果を論文等で発表した場合には,その旨本センターに報告しなければならない。成果公開型については,本センター企業利用制度を利用し、本センターのスパコンシステムを利用した旨を,論文等の中で明記する必要があるが,成果 非公開型はその必要はない。

#### (3) 禁止事項及び違反時の対応

成果公開型,成果非公開型に関わらず,申込書に記載した目的以外に使用した場合,本センター スーパーコンピューターシステム利用規程に違反した場合(例:ユーザーIDの貸与,パスワード等 の故意の漏洩)等が認められた場合には,本センターは当該課題を打ち切りとし,当該に課題に所 属する全利用者のユーザーIDを無効とすることができる。その場合,申込書に記載された利用負担 金を本センターに全額支払うこと。

#### (4) 代表者・参加者(利用者・非利用者)としての資格

1 (2) に示した,代表者,参加者(利用者,非利用者)としての資格(居住者,特定類型非該当 者,代表者の場合は日本における企業の所属者)を一つでも喪失した場合には,成果公開型,成果 非公開型に関わらず,企業利用への参加,スパコンシステムの利用はできなくなる。異動,退職等 により資格を喪失した場合には速やかに届け出ること。場合によっては研究計画の遂行に支障を来 す場合もあるので,事前に検討すること。また,これとは別に年2回(5月,11月)に全スパコン 利用者を対象とした「特定類型該当者」に関する調査を実施しているので齟齬のないように対応す ること。

#### (5) 企業利用(成果非公開型)に関する免責事項

企業利用(成果非公開型)に関する情報は件数を除いて原則非公開である。但し、法の定め等に 基づき公開に至った場合は、本センターはその責を負わない。

## 付録:居住者・特定類型該当者について

#### (1) 居住者

外為法(外国為替及び外国貿易法)における居住者の定義は、本邦内に住所又は居所を有する自 然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人である。外国人が日本に入国後6ヶ月以上経過すると 居住者として扱われ、国内の事務所に勤務する外国人も居住者として扱われる。日本国籍を有する 場合でも、在外公館等を除き、ある一定期間以上海外に居住する場合には「非居住者」と見なされ る場合がある。詳細はお問い合わせください(宛先:uketsuke@cc.u-tokyo.ac.jp)。

#### (2) 特定類型該当者

特定類型該当者とは,次の特定類型①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る)をいう。これらに該当しない者を特定類型非該当者という。

#### 特定類型①

外国法人等又は外国政府等との間で雇用契約等を締結しており,当該契約に基づき当該外国法人等 若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して 善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

- ✓ 当該者が本邦法人との間で雇用契約等を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮 命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は 当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する 指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当 該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
- ✓ 当該者が本邦法人との間で雇用契約等を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮 命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人 等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦 法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ) との間で雇用契約等を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に 服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

#### <u>特定類型②</u>

外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25% 以上を占める金銭その他の利益をいう)を得ている者又は得ることを約している者

(注) 25%等の比率が不明の場合は特定類型②に該当とし、25%未満を理由に非該当とする場合は そのエビデンスが必要である。

## <u>特定類型③</u>

本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者